

社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度について周知を図る。

<対策>

- 職員会議等で規程の内容を周知・徹底し、取得を促進する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 年度末に年次有給休暇の取得状況について実態を把握

目標3：従業員全員の所定外労働時間を一人当たり1ヶ月平均6時間未満とする。

<対策>

- 年度末に所定外労働時間について実態を把握

社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園 行動計画

(女性活躍推進法)

女性がその能力を発揮し、職場と家庭の両方において貢献できる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 目 標

目標：男女の勤続年数の差を「0」とする。

3. 取組内容・実施時期

- ① 女性が貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
- ② 年度末に「男女の勤続年数の差」について実態を把握